

2025 年度 事業計画書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

当財団の使命は、公募により選んだ前途有為な学生に対する奨学支援および青少年の国際交流推進を通じ、国際的な友好親善を増進することである。この使命のもと 40 年以上にわたり奨学支援を実施してきた結果、これまでに外国人奨学生 149 名、日本人奨学生 67 名を採用してきた。

2025 年度からは従来の奨学金事業に加え、新たに交換留学生奨学金事業および青少年国際交流事業を始める。

1. 奨学金事業

1) 外国人奨学生

2024 年度末における外国人奨学生の状況は以下のとおりである。

- 2022 年度採用奨学生 3 名（インドネシア人 3 名）は、2022 年 4 月より大学院修士課程に入学し、2025 年 3 月大学院修士課程をそれぞれ無事修了し、当財団の支援は全て終了した。
- 2023 年度奨学生 4 名のうち 2023 年 10 月に大学院に入学した 2 名（インドネシア人 2 名）は、2025 年 9 月に修士課程修了見込みである。また 2023 年 8 月に研究生として来日した 1 名（インドネシア人）は 2025 年 4 月より大学院修士課程 2 年に進級、2024 年 10 月に大学院に入学した 1 名（オーストラリア人）は 2025 年 10 月より大学院修士課程に進級して、それぞれ研究を継続する予定である。
- 2024 年度奨学生として採用された 5 名のうち 1 名（UAE 人）は辞退したため、4 名が 2024 年 9 月に来日した。このうち 3 名（インドネシア人 2 名、オーストラリア人 1 名）は 10 月より大学院修士課程に入学し研究を開始し、1 名（インドネシア人）は 10 月より研究生として活動を開始、2025 年 4 月より大学院修士課程に進学する予定である。

従いて当事業年度は、新規採用見込みの 2025 年度奨学生 6 名（インドネシア人 3 名、オーストラリア人 2 名、UAE 人 1 名）を加えた以下の 14 名に対し、下記奨学金を支給する。

2023 年度奨学生 4 名	6,800 千円
2024 年度奨学生 4 名	14,600 千円
2025 年度奨学生（新規採用：6 名）	14,700 千円
※ 5 名は 2025 年 9 月来日、1 名は 2025 年 10 月に修士課程を修了と想定	
計	36,100 千円

なお外国人奨学生に対し、当財団が来日から帰国までの最長 2 年 8 ヶ月の間に支給する奨学金総額は、大学院の授業料等にも依るが、モデル計算では約 8,700 千円（国立大学のケース）と見込まれる。支給費目は以下の通り。

渡航費（往復） : エコノミークラス航空運賃

到着金	: 60 千円
学費等	: 実費 (修士課程の学費の外に大学院研究生としての学費、受験料、入学金、日本語学校学費なども対象とする)
奨学金	: 5,120 千円 (月額 160 千円×32 ヶ月)
死亡・後遺障害保険料	: 財団の既定保険金額に係る保険料
学会参加費	: 実費 (年間 200 千円が上限)
通学定期券	: 実費

2) 日本人奨学生

2024 年度末における日本人奨学生の状況は、以下のとおりである。

- 2021 年度奨学生については研究対象をインドネシアとする 1 名が、2025 年 3 月に帰国し、財団の支援は終了する。
- 2023 年度奨学生については、研究対象をインドネシアとした 1 名が 2025 年 1 月に帰国、研究対象をオーストラリアとした 1 名が 2024 年 6 月に帰国、研究対象を UAE とした 1 名は 2024 年 9 月に帰国し、それぞれ財団の支援は終了した。
- 2024 年度奨学生として採用した 5 名のうち 2 名（インドネシア研究対象 1 名およびオーストラリア研究対象 1 名）が辞退したため 2024 年度奨学生は 3 名となった。当該 3 名のうちインドネシアを研究対象とした 2 名はそれぞれ帰国し当財団の支援は終了した。UAE を研究対象とした 1 名は 8 月にニューヨーク大学アブダビ校にて博士課程を修了する見込みである。

従い、当事業年度は、新規採用見込みの 2025 年度奨学生 7 名（インドネシア 2 名、オーストラリア 3 名、UAE 2 名）を加えた以下の 8 名に対し、下記奨学金を支給する。

2024 年度奨学生 1 名	750 千円
2025 年度奨学生 7 名	10,550 千円
※4 名は 2025 年 10 月渡航予定と想定、3 名は渡航済	
計	11,300 千円

なお日本人奨学生に対し、当財団が渡航から帰日までの最長 2 年間に支給する奨学金総額は、約 3,900 千円と見積もられる。支給費目は以下の通り。

渡航費（往復）	: エコノミークラス航空運賃
支度金	: 20 千円
奨学金	: 3,600 千円 (月額 150 千円×24 ヶ月)
海外旅行死亡傷害保険料	: 財団の既定保険金額に係る保険料

3) 2026 年度奨学生の募集活動

2026 年度の奨学生の募集活動については、以下のとおり実施する予定である。

- 日程 :
 - 2025 年 7 月上旬 : 募集要項、奨学金申込書を財団ホームページで公開

- ✧ 2025年8月から10月：応募受付
- ✧ 2025年12月から2026年1月：候補者の面接
- ✧ 2026年2月 : 選考委員会
- ✧ 2026年3月 : 理事会にて正式に採用決定
- その他：
 - ✧ オーストラリア人、UAE人、日本人の応募を増やすため、大学等に出向き広報活動を行う
 - ✧ インドネシア人の応募者の太宗がジャワ島の大学出身者となっている現状を踏まえジャワ島以外の大学に出向き大学との面談や学生向け説明会を開催し応募者増につとめる

2. 交換留学生奨学金事業

1) 2025年度事業

事業初年度の2025年度は、オーストラリア Charles Darwin University（以下、CDU）が提携する大学に一学期間の交換留学を行う2名（留学先：京都大学2名）を採用する。なお、2名とも2025年9月下旬に来日し、2026年3月末に帰国する予定である。
これら2名に対し下記奨学金を支給する。

2025年度交換留学生 2名	2,400千円
計	2,400千円

なお、奨学生一人当たりに支給する奨学金総額は約120万円と見積もられる。

支給費目は以下のとおり。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 渡航前日本語学習費用 : | 60千円 |
| 渡航費（往復） : | エコノミークラス航空運賃 |
| 奨学金 : | 700千円（月額100千円×最長7ヶ月） |
| 死亡・後遺障害保険料 : | 財団の既定保険金額に係る保険料 |
| 通学定期券 : | 実費 |

2) 2026年度募集活動

- 2026年度の募集活動は、以下のとおり実施する予定である。
 - ✧ 2025年10月 : 応募受付（10月31日締切）
 - ✧ 2025年11月から12月 : 書類審査および候補者の面接
 - ✧ 2026年2月 : 選考委員会
 - ✧ 2026年3月 : 理事会にて正式に採用決定
- 奨学金制度の周知のため、学生向け説明会を実施する。

3. 青少年国際交流事業

1) 2025年度事業概要

2025 年度の事業は 2025 年 7 月 22 日から 31 日の日程で実施し、インドネシア・オーストラリア・UAE の 3 か国から各国 5 名の高校生を日本に招き、日本人高校生 5 名を交えた国際交流プログラムを実施する。なお、各校の引率者も招待する。

2025 年度の事業費の内訳は以下のとおり。

研修費	7,000 千円
海外旅費	4,500 千円
国内旅費（宿泊費、交通費等）	6,700 千円
飲食費	1,300 千円
管理費	1,000 千円
保険等	1,000 千円
計	21,500 千円

2) 2026 年度青少年国際交流事業参加者の募集活動

- 2026 年度の募集活動については、以下のとおり実施する予定である。
 - ✧ 2025 年 9 月 : 2026 年度プログラム案の検討
 - ✧ 2025 年 10 月 : 参加校の募集開始、業務委託先の募集
 - ✧ 2025 年 11 月 : 業務委託先の決定
 - ✧ 2025 年 12 月 : 参加校絞り込み、参加希望者の小論文および面接評価
 - ✧ 2026 年 2 月 : 選考委員会にて参加校、参加者の選考
 - ✧ 2026 年 3 月 : 理事会にて参加校、参加者の正式決定
- 青少年国際交流事業の周知を図るため、高校および関係機関への働きかけを行う
- 青少年国際交流事業に関する情報を掲載できるよう財団ホームページの改修を行う

4. 活動資金関係

- 1) 当財団が保有する資産については、従前どおり安全性と収益性を十分に吟味して効率的な運用を図ることを基本とし、運用益を事業費および管理費に充当する
- 2) 本事業年度に不足する事業費については、2021 年 12 月に株式会社 INPEX から受領した寄付金（奨学積立資金および公益目的事業資金 9 億円）の一部（約 75,600 千円）を充当する

3. その他

- 1) 2025 年度採用の外国人奨学生に対し、志望校の修士入試日程等を調査し、日本語学校及び大学院（研究生及び修士課程）への出願等の諸手続き、来日後の諸手配等をサポートして、奨学生が所期の目的を達成できるよう受入支援活動を行う。
- 2) 来日した首都圏の大学に通う奨学生に対しては、定期的（およそ 3 ヶ月毎）に事務所に呼んで、面談するなど密接な連絡を保ち、隨時、滞在資格更新手続き及び生活面での支援・指導を行

う。

- 3) 日本人奨学生に対し、新規採用者については過去の奨学生の経験を紹介する等、渡航先での調査・研究許可の取得支援を行う。渡航した奨学生については、滞在中の定期的な通信を通して現地の生活や研究活動についての報告を求め、研究状況を把握する。
- 4) 交流活動として、年末交流会（現役奨学生、奨学生OB、財団関係者などを対象とし12月に開催予定）、研究終了報告会（修士課程を修了する外国人奨学生及び研究終了し帰国した日本人奨学生を都度財団に招き研究結果を聴取、外国人奨学生の指導教官も招く）、並びに事務局の海外出張時に出張先都市においてOB会を行いOB間の交流を促進する。

以上